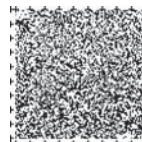


# 鹿児島県からのお知らせ



## 平成26年4月からペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する身体障害者手帳の認定基準が変わります

### ◎ペースメーカー等を入れた方（心臓機能障害）

ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定されます。

平成26年3月まで	平成26年4月から
一律1級に認定	1級、3級、4級のいずれかに認定

※体内に入れた後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に再認定を行います。

※体内植え込み型除細動器（ICD）を入れた方も同様の基準を適用します。

※先天性疾患（18歳未満で心疾患を発症された方）により体内に入れた方については、従来どおり1級です。

### ◎人工関節等（人工骨頭を含む）を入れた方（肢体不自由）

術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて設定されます。

	平成26年3月まで	平成26年4月から
股関節・膝関節	一律4級に認定	4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定
足関節	一律5級に認定	5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定

### ◎経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。

### 【問合せ先】

県障害福祉課（TEL：099-286-2760）又はハートピアかごしま（TEL:099-229-2324）



Vol.27 平成26年3月31日発行

[感想をお寄せください]

鹿児島県保健福祉部障害福祉課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL.099-286-2111(内線2746) FAX. 099-286-5558

[E-mail]shougai@pref.kagoshima.lg.jp

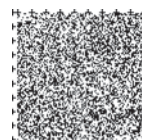
[URL]http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/index.html

営利を目的とする場合を除き、この本をそのまま読むことが困難な方のために、「録音図書」「拡大写本」等の読書代替物への媒体変換を行うことは自由です。製作の後は上記障害福祉課へご連絡ください。

視覚に障害を持つ方のために、本誌の点字版及び録音図書を鹿児島県視聴覚障害者情報センター（鹿児島市小野一丁目1-1 ハートピアかごしま3F TEL.099-220-5896）に備え付けてあります。

### 【SPコード】について

ページの隅に置かれている、四角い黒い点々を[SPコード](音声コード)といいます。この18ミリ四方の一つのSPコードの中に、日本語で約800字のテキスト情報を格納することができ、専用の読み取り機でSPコードを読み込むと、そのページの内容を音声で読み上げることができます。なお、視覚に障害のある方にもSPコードの位置が分かるように、ページの縁に切り込みを入れています。



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています